

情 個 審 答 申 第 7 号
令和4年（2022年）11月4日

熊本市教育委員会 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市個人情報保護条例第7条第2項第7号の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年（2022年）9月21日付け教健発第464号による諮問については、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

令和4年度中に、新たに14の熊本市立学校（小学校8、中学校6）に防犯カメラを設置し、運用を開始する予定であるため、これに伴う本人以外からの個人情報の収集について、熊本市個人情報保護条例第7条第2項第7号の規定に基づき審議会の意見を求めるものである。

2 審議会の意見

本件諮問に係る本人以外からの個人情報の収集については、適当であると認める。

なお、当該個人情報の収集に当たっては、次に掲げる措置をとること。

- (1) 教育委員会が策定している防犯カメラの運用基準（以下「運用基準」という。）について市立学校に周知するとともに、これを遵守した管理の徹底が図られるようにすること。
- (2) 防犯カメラの撮影範囲は、設置目的を達成するためのものに限り、近隣の家屋など目的以上のものが映り込まないように配慮すること。
- (3) 熊本市が既に市立学校に設置している防犯カメラで運用基準に含まれていないものがある場合は、運用基準の対象に含め適切に管理を行うこと。
- (4) 防犯カメラの増設又は撮影範囲の変更をする場合は、あらかじめ本審議会に設置状況等を報告すること。

〔附帯意見〕

熊本市以外の者が市立学校に設置している防犯カメラについては、運用基準を踏まえた適切な管理が図れるよう必要な措置を講じること。